

平成 17 年 5 月 6 日

各 所 属 長

総 務 部 長

平成 17 年度予算の編成方針について(通知)

国は、平成 17 年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」を踏まえ、平成 16 年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、平成 16 年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般の徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとともに国債発行額についても極力抑制するとしています。

また、地方財政についても、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税制度の改革・スリム化を三位一体で改革し、地方が自己決定、自己責任により、活力ある地域社会を構築できるよう、真の地方自治の実現を目指すとしています。

こうした中で、本市の財政環境も大変厳しい状況にあり、平成 17 年度予算編成については、歳入において、景気の回復は未だ見込めず、市税収入は激減し、収入増を見込める状況にない中、国庫補助負担金の一般財源化など、三位一体の改革による影響も予想されるところであります。

一方、歳出においては、扶助費、公債費及び繰出金など確実に増加が見込まれることなどから、今年度の財政見通しは大幅な財源不足を生じることが必至であり、財政状況は一段と逼迫の度合いを増しています。

このため、今月作成予定の「米子市財政健全化プラン」に掲げる改革を着実に推進することはもとより、従前からの経緯にとらわれることなく歳出全体を根底から洗い直すとともに、職員一人ひとりが、あらゆる施策に創意と工夫を凝らしたメリ・ハリのある予算編成に取り組み、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めなければなりません。

また、その一方では、「新たな文化の発信(みな)拠点(もと)をめざして」を基本理念に掲げ、「交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市(まち)」の実現を目指す「新市まちづくり計画」に示された将来都市像を十分に踏まえたまちづくり施策を、厳しい財政環境の中で推進していく必要があります。

これらのことを踏まえ、平成 17 年度の予算編成方針を次のとおり通知します。

平成 17 年度予算編成方針

1 基本的事項

(1) 取り組むべき柱

財政の健全化を基本に据えながら、「新市まちづくり計画」に示された都市像を踏まえつつ、「生活充実都市・新米子市」の実現に向けて、次に掲げる柱を優先施策と位置付、重点的かつ効率的に推進すること。

- ① 新市の一体化の推進
- ② 経済活性化対策
- ③ 少子高齢化対策
- ④ ゆとりある心豊かさ

(「教育・文化・人権」「環境対策」など)

(2) 平成 19 年度までを集中取組期間とする「米子市財政健全化プラン」を着実に推進し、持続可能な行財政システムの構築を目指すこととしており、各部局においては、部局長が強力なリーダーシップを発揮して、これまで行財政の健全化に向けて行ってきた事務事業の見直し、事務事業評価等の活用により、自主的に事業・施策の効果や必要性等を点検、分析するとともに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事業・施策の重点化、効率化に努めること。

なお、事業開始後長期間（概ね 5 年以上）経過している事業については、中止又は一時休止、あるいは簡素化、統合など抜本的に見直すこととし、現状のまま継続する場合はその理由を明確にすること。

(3) 公共事業や主要市単独事業については、事業箇所の重点化や事業期間の短縮などにより、投資効果の早期実現を図ること。

2 予算要求枠

平成 17 年度本予算要求額は、枠配分方式によるものとする。

経常予算及び政策予算は、各部局において十分調整の上、一般財源ベース及び地方債ベースでの要求枠配分方式として別に提示する金額の範囲内にとどめること。

なお、国・県要望事業は、旧米子市・旧淀江町で調整された内容であっても、再度精査の上、要求すること。

平成 17 年度予算編成要領

1 要求基準について

今年度は、合併により暫定予算編成をしていましたが、今回、平成 17 年度本予算編成をすることとします。

なお、暫定予算編成時に明らかになったところですが、本年度は、歳入の根幹をなす市税等の一般財源が、前年度の旧米子市、旧淀江町の合算額と対比して大幅に下回ることが見込まれ、大幅な財源不足の状況にあります。

ついては、限られた財源を有効に活用するため、今回の本予算については、各部局に所要の一般財源を割り振る「枠配分方式」による予算編成とします。

また、投資的事業を有する部局については、プライマリーバランスを考慮し、起債も「枠配分方式」により、併せて配分します。

各部局への配分額は、下表のとおりですが、市長の施策、まちづくり計画、事業の緊急度、優先度等を勘案し、真に必要な事業に限定して要求されるよう調整をお願いします。

なお、幹事課は、部局長を中心として要求事業の調整等の取りまとめをお願いします。

(単位:千円)

部	局	幹 事 課	配 分 額	
			一 般 財 源	起 債
総 務 部		総 務 課	8,698,000	858,000
企 画 部		企 画 課	3,528,000	950,000
市 民 環 境 部		市 民 課	1,356,000	
福 祉 保 健 部		児 童 家 庭 課	6,721,000	
経 済 部		商 工 課	967,000	135,900
建 設 部		管 理 課	1,045,000	739,900
下 水 道 部		業 務 課	2,502,000	
人 権 政 策 部		人 権 政 策 課	92,000	
教 育 委 員 会		庶 務 課	2,499,000	463,500
委 員 会 等		議 会 事 務 局	483,000	
淀 江 支 所		振 興 課	179,000	19,100
合 計			28,070,000	3,166,400

2 要求手順について

別紙のとおり

3 提出書類について

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 要求額集計表(幹事課用・各課用) | 各 2 部 |
| (2) 歳出予算事業概要調書 | 6 部 |
| (3) 歳出予算要求書 | 6 部 |
| (4) 歳入予算見積書 | 2 部 |
| (5) 債務負担行為見積書 | 2 部 |
| (6) 5 ヶ年事業計画書 | 2 部 |
| (7) 臨時職員雇用計画書 | 2 部 |
| (8) 繰出金計算書 | 2 部 |
| (9) その他参考資料 | 2 部 |

4 予算編成の今後の日程

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 予算要求の締切 | 5 月 13 日(金) |
| (2) ヒアリング | 5 月 16 日(月)～5 月 19 日(木) |
| | 各課への詳細日時、場所は、別途連絡 |
| (3) 市長査定 | 5 月 27 日(金)～6 月 3 日(金) |
| | 各部長の呼び出しを予定していますが、詳細は別途連絡 |
| (4) 内示 | 6 月 7 日(火) 予定 |

【別紙】

平成17年度 本予算要求手順のフロー

平成17年度本予算の要求手順は、下記フロー図に示すとおり実施すること。
なお、配分額を超えた要求書及び提出期限までに要求がない場合は、原則、要求書を受け取らない方針であるので、注意すること。

